

るの外、所有の原船二隻は夏汛に趁りて遣発し回国せしむるを准さるるを賜らんことを乞う、等の因ありて案に在り。

今、該原船二隻は秋を過ぎて冬に至るも尚お未だ国に還らざれば、恐るらくは或いは風に阻まれて閩省にあるや、抑も或いは本國の属島に漂入するやも亦た未だ定むべからず。倘し閩地に淹留する有れば、仍お祈るらくは、貴司、皇上の遠人を懐柔するの至意を仰体し、早やかに遣発して返棹するを賜らんことを。望むこと切なり。此れが為に由を備えて貴司に移咨す。煩為わくは査照して施行せんことを。

須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆三十四年（一七六九）十一月十七日

注（一）淹留 滞在する。逗留する。

2-52-05

琉球国中山王尚穆の、乾隆三十四年の接貢のため、存留通事魏開功等に付した執照（乾隆三十四《一七六九》十一、十七）

琉球国中山王尚（穆）、恭しく勅書を迎え、併びに使臣を接回する事の為にす。

照らし得たるに、乾隆三十三年冬、業に貢使の耳目官毛德儀・正議大夫毛維基等を遣わし、表章・方物を齎捧して天朝に入貢せしむ。本爵、福建等処承宣布政使司に移咨するを経て、起送して京に赴き、叩きて聖禧を祝らしめて案に在り。

茲に還國の期に当たれば、例として応に船を撥して接回すべし。此れが為に特に都通事林邦哲等を遣わし、梢役共に八十二員名を帶領して海船一隻に坐駕せしめ、前みて福建に至り、恭しく皇上の勅書併びに欽賞せる幣帛を迎え、及た京より回る使臣の毛德儀・毛維基・毛景成は閩に在りて存留する梁廷枢等と与に還國せしめんとす。

但だ、差する所の員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。合行しく給照すべし。此れが為に、王府の札字第九十七号半印勘合の執照一道を給発し、存留通事魏開功等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海の巡哨官軍は、驗実して即便に放行し、留難して阻滯するを得る母からしめよ。

須らく執照に至るべき者なり。

計開す

都通事一員 林邦哲 同伴四名

使者二員 ⁽²⁾ 武成允 同伴八名

⁽³⁾ 楊光祖

存留通事一員 魏開功 同伴六名

管船夥長・直庫二名 毛維楨⁽⁴⁾ 与利航⁽⁵⁾

水梢共に五十八名

右の執照は存留通事魏開功等に附し、此れを准けしむ

乾隆三十四年（一七六九）十一月十七日

注（1）魏開功 高嶺里之子親雲上。乾隆三十四年の存留通事。『宝案』

では乾隆四十五年、五十二年の在船都通事（巻六六・七三）としても名がみえる。乾隆五十二年の接貢は、乾隆五十三年七月十四日に那覇港を出発し、八月八日烽火山洋面で颶風に遭い漂流し、三沙地方に渡り、福寧府を経て福建に護送され帰国した（『家譜（一）』一三〇頁、紅日昴の譜）。

（2）武成允 仲尾次筑登之親雲上喜教（『家譜（二）』八四頁、金節の譜）。乾隆三十四年の使者。『宝案』では乾隆二十六年の司養贈大使（巻四五）としても名がみえる。

（3）楊光祖 康熙五十四〜乾隆五十四年（一七一五〜八九）。首里系楊氏（長堂家）八世。嘉味田親雲上昌常。乾隆二十四年当座敷、乾隆二十六年座敷に陞る。乾隆三十四年に官舎、四十三年に才府として中国へ赴いた。乾隆十年に真和志間切嘉味田地頭職を授かる（『家譜（三）』八七三頁）。

（4）毛維楨 雍正九〜乾隆四十六年（一七三二〜八一）。久米村系毛氏（與世山家）五世。乾隆三十六年に座敷に陞る。乾隆十八年、二十一年に勤学として福州へ赴き、三十四年に総官を務める。乾隆二十六年に宜野湾間切安仁屋村地頭職を授かる（『家譜（二）』七一八頁）。

（5）与利航 乾隆三十四年の管船直庫。『宝案』では乾隆三十六年の管船直庫（巻五五）としても名がみえる。